

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益財団法人信託資本財団（以下「この法人」という。）の定款第22条及び第40条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第18条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員＜及び非常勤役員＞の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とし、非常勤役員に対しては無報酬とする。
- 3 役員等に対して、本法人より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、退職手当を支給しない。
- 6 評議員には、定款第22条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬年額は500万円以内とし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

2 評議員の報酬は、定款第22条に定める金額の範囲内とし、評議会の承認を得て、決めるものとする。

(講師及び原稿執筆謝金)

第5条 役員等が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額を持って支給するものとし、毎月一定の決まった日に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。